

令和 7 年度
武雄市一般廃棄物処理実施計画

令和 7 年 4 月
武 雄 市

【ごみ処理実施計画】

1. 一般廃棄物処理基本方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)第6条第1項の規定に基づき処理計画を次のとおり定める。

本計画は上位計画である武雄市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を受け、区域内から排出される一般廃棄物の排出抑制、減量化及び資源化を推進し、適正処理を行うとともに、地域の清潔と生活環境保全並びに公衆衛生の向上を確保することを目的とする。

2. 一般廃棄物の排出状況

(1) 計画区域

武雄市全域を計画区域とする。

(2) 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間。

(3) 一般廃棄物(ごみ)の区分及びの排出量【市で処分できるもの】

区 分	内 容	排出見込量
可燃ごみ	・一般家庭から排出される生ごみ、木くず、廃プラスチック類全般及び古布、紙くず並びにこれらと質的に同等なもの ・事業活動から排出される一般廃棄物で、一般家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量のもの	10,459 t
不燃ごみ	・一般家庭から排出される陶磁器、ガラス製品及び小型家電製品並びにこれらと質的に同等なもの ・事業活動から排出される一般廃棄物で、一般家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量のもの	499 t
粗大ごみ	・一般家庭及び事業所から排出される一般廃棄物で市が指定する指定袋に入らない大きさ若しくは重量の大型家具、寝具、電化製品及び自転車並びにこれらと質的に同等なもの	972 t
かん類、びん類、ペットボトル	・一般家庭から排出されるかん類・びん類・ペットボトルのうち再資源化することが可能なもの。	458 t
古紙・古布	・一般家庭から排出される紙、布類のうち再資源化することが可能なもの	264 t
小型家電製品	・一般家庭から排出される小型家電製品で、原則、小型家電回収ボックスへ入るもの。なお、家電リサイクル法対象の家電4品目及びデスクトップ型パソコンは除く。	0.9 t
有害ごみ	・一般家庭から排出される廃蛍光管、廃乾電池	18 t
動物の死体	・犬、猫及びこれらに類する小動物の死体のうち、道路等に遺棄された飼い主等が不明なもの。飼い主より処理を委託された犬、猫。	840 体

（４）一般廃棄物の区分【市で処分できないもの（処理困難物）】

処理困難物は、排出者が自ら各品目の販売店や取扱店等に依頼して処理してもらう。

産業廃棄物については、産業廃棄物の処理業者に依頼して適正に処理しなければならない。特別管理一般廃棄物については、品目に応じて国（環境大臣）の定める処分又は再生の方法に従って適正に処理しなければならない。

また、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）やメーカー等で指定されたリサイクル対象機器等は、それぞれの再生の方法に従って適正に処理しなければならない。

	品 目	処 分 方 法
個別リサイクル法に基づき回収されるべき廃棄物	「家電リサイクル法」に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機）	「家電リサイクル法」に基づき、小売業者等に引き取りを依頼する。 ※さが西部クリーンセンターには搬入不可
	パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）（デスクトップ型パソコン本体、CRT式ディスプレイ、液晶型ディスプレイ、ディスプレイ一体型パソコン）	パソコンメーカー又は自ら輸入したものを販売する事業者へ回収を依頼する。なお、自作パソコン等で回収するメーカー等がない場合には「一般財団法人パソコン3R推進協会」またはリネットジャパンリサイクル(株)に回収を依頼する。 ※さが西部クリーンセンターには搬入不可 ※ノートブック型パソコンは回収し、小型家電としてリサイクルを行う。
	自動二輪車（原動機付き自転車を含む。）	国内二輪車メーカー及び輸入事業者の自主的取り組みである二輪車リサイクルシステムに基づく「廃棄二輪車取扱店」又は「指定引取窓口」に持ち込み、引き取りを依頼する。 ※さが西部クリーンセンターには、125cc 以下かつバッテリー・ガソリンの取り外しを行えば搬入可能。125cc を超えるものは搬入不可。
さが西部クリーンセンターに搬入できない廃棄物	土石類・コンクリート殻・レンガ・瓦・石膏ボード等	購入店や専門の処理業者に処理を依頼する。
	乾電池・充電式電池 蛍光管（割れたものを除く）	地区の集積所や公民館に設置の回収ボックスへ排出する。
	農薬・大型の農機具・農業用廃ビニール・漁網・海苔網等	購入店や農協等に処理を依頼する。
	タイヤ（自動四輪車、自動二輪車用）・バッテリー・ガソリン等の廃油	ガソリンスタンド、カーショップ、タイヤ専門店等や購入した販売店に処理を依頼する。
	ガスボンベ（カセット式ボンベ除く）	プロパンガス取扱店に相談するか、購入店や専門の処理業者に処理を依頼する。
	消火器	消火器メーカーの自主的取り組みである廃消火器リサイクルシステムに基づき、メーカー又は取扱店に回収を依頼する。

	注射器、注射針、その他感染性、毒性、爆発性、発火しやすい物等・産業廃棄物	専門の処理業者や産業廃棄物処理業者へ処理を依頼する。在宅医療廃棄物（注射器、注射針等）については、医療機関へ返却する。
その他	引越し等により一時的多量に発生する廃棄物	排出物が一般廃棄物である場合、直接さが西部クリーンセンターへ持ち込むか、市内ごみ収集許可業者を利用する。
	その他一般廃棄物の収集運搬・処理に支障をきたすもの	専門の業者に相談するか、販売店に引き取りを依頼するなど適正に処理するものとする。

3. 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

（１）家庭ごみ

種 類	収集運搬	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ (古布含む)	(委託)	さが西部クリーンセンター	ガス化熔融方式	クリーンパーク有田	埋立
不燃ごみ	(委託)	さが西部クリーンセンター	破碎選別	クリーンパーク有田	埋立
粗大ごみ	(委託) (許可)	さが西部クリーンセンター	破碎選別	クリーンパーク有田	埋立
かん類、びん類、 ペットボトル	(委託)	(直営)	資源化		
小型家電製品	(直営・委託)	小型家電認定事業所（委託）	資源化		
古紙・古布	(委託)	有価物処理業者	資源化		
有害ごみ	(直営・委託)	(委託)	資源化		

（２）事業ごみ

種 類	収集運搬	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	(委託) (許可)	さが西部クリーンセンター	ガス化熔融方式	クリーンパーク有田	埋立
不燃ごみ	(委託) (許可)	さが西部クリーンセンター	破碎 溶融	クリーンパーク有田	埋立
粗大ごみ	(許可)	さが西部クリーンセンター	破碎 溶融	クリーンパーク有田	埋立
古紙	(許可)	有価物処理業者	資源化		
資源ごみ	(委託) (許可)	(直営) (許可)	資源化		

(3) 小動物の死体

種 類	収集運搬	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
道路等に遺棄された飼い主等が不明の犬・猫等の小動物の死体。飼い主より処理を委託された犬、猫の死体。	(直営) (委託)	さが西部クリーンセンター	ガス化溶解方式	クリーンパーク有田	埋立

4. 処理計画

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

- ・ 市からの提案による出前講座を各団体等へ出向き行い、市全体の3R推進を図る。
- ・ あらゆる媒体(市報、市役所だより等)を利用し、ごみに関する情報を積極的に周知していく。
- ・ 事業系一般廃棄物の減量化を推進し、特に市と特別収集契約を締結している事業者に対しては、減量計画の遂行を指導する。

イ 再資源化の方法及び量

①再資源化方法

品目(資源物)	中間処理施設	処理方法
かん類	武雄市リサイクルセンター	手選別・磁力選別・圧縮
無色びん	武雄市リサイクルセンター	手選別
茶色びん	武雄市リサイクルセンター	手選別
その他色びん	武雄市リサイクルセンター	手選別
ペットボトル	武雄市リサイクルセンター	手選別・圧縮バール化
小型家電製品	小型家電認定事業所	手選別・磁力選別
古紙類	有価物処理業者	圧縮・梱包
古布類	有価物処理業者	圧縮・梱包

②引き渡し事業所及び量

品目（資源物）	引き渡し事業所	引き渡し量
かん類	10t集積ごとに入札により業者決定	72t
無色びん	大和株式会社 古賀ガラスびんリサイクルリングセンター	104t
茶色びん	大和株式会社 古賀ガラスびんリサイクルリングセンター	107t
その他色びん	有価物回収協業組合石坂グループ 本社工場	47t
ペットボトル	（上期）株式会社熊本市リサイクル事業センター 新港事業所 （下期）容器包装リサイクル協会により8月頃業者決定	上期：70t 下期：58t
小型家電製品	小型家電認定事業所による入札により決定	0.9t
古紙類	4ヶ月ごとに入札により業者決定	248t
古布類	4ヶ月ごとに入札により業者決定	16t

- ・ かん類、びん類、ペットボトルを適正に分別収集し、武雄市リサイクルセンターで中間処理を行い、指定法人等に引き渡し再資源化を図る。
- ・ 家庭系の古紙・古布類の回収を推進するため、資源ごみ回収団体への助成を行う。
- ・ 事業系一般廃棄物の紙くずやシュレッダー処理が必要な機密文書等は民間の処分許可業者を紹介し、再資源化を図る。
- ・ 剪定枝や木材については、可燃ごみとして排出することができるが、大きさや量によっては民間の処分許可業者を紹介し、再資源化を図る。

（２）収集・運搬計画

ア 収集区域の範囲

武雄市全域とする。

イ 収集回数及び量

①家庭系ごみの収集・運搬

	分 別	回収容器	回収方法	収集回数	備 考
ごみ	可燃ごみ	家庭用指定 ごみ袋 (有料)	集積所回収	週2回	
	不燃ごみ			週1回、月2回	
資源物	かん類			週1回、月2回	
	びん類			週1回、月2回	
	ペットボトル			週1回、月2回	
	小型家電製品	指定なし	拠点回収	随時	市役所・各町公民館等10ヶ所による拠点回収。

	古紙	指定なし	集団回収 拠点回収 集積所回収	【山内・北方以外】 2ヶ月に1回	山内町・北方町へ設置のリサイクル集積所（拠点回収）へは随時持ち込み可能。 北方町のみ集積所回収。
	古布			【山内】2ヶ月に1回 【北方】月2回	
有害ごみ	廃蛍光管 充電式電池	指定なし	拠点回収	随時	市役所・各町公民館等による拠点回収。
	使用済み乾電池				市内各地による拠点回収。
粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ ステッカー (有料)	・集積所回収 ・拠点回収 ・許可業者に依頼もしくは直接搬入	・週1回、月1・2回 ・2ヶ月に1回 ・随時	旧武雄市地区は、大きさ制限を設けており、適合しない場合は、拠点回収もしくは許可業者に依頼または、直接搬入となる。

※ 集積所の新設や増設等を行う場合は必ず環境課と協議の上、設置するものとし、その他必要な占有許可等は設置者がその管理者から許可を取るものとする。効率の良い収集を行うため、原則収集経路上に設置のため、必ずしも設置できるものとは限らない。

②事業系ごみの収集・運搬

	分 別	回収容器	回収方法	収集回数	備 考
ごみ	可燃ごみ	事業所専用 指定ごみ袋 (有料)	・ 集積所回収	・ 集積所回収は家庭系ごみに同じ	・ 業種により産業廃棄物に該当するものは、収集及びさが西部クリーンセンターでの処理は出来ない。 ・ 不燃ごみについては、家庭系ごみ質と変わらず、家庭系並みのごみ量（少量）については処理可能。ただし、家庭系ごみ処理に支障がある場合はこの限りではない。 ・ 許可業者及び直接搬入の場合、指定ごみ袋を使用する必要はない。
	不燃ごみ	家庭用指定 ごみ袋 (有料)	・ 特別収集	・ 特別収集は契約に応じ週 1 ～ 5 回まで	
資源物	かん類		・ 許可業者に依頼	・ 随時（契約内容による）	
	びん類				
	ペットボトル		・ 直接搬入	・ 随時搬入可能	
	古紙	指定なし	・ 許可業者に依頼	随時	
ごみ	粗大ごみ	指定なし	・ 許可業者に依頼 ・ 直接搬入	随時	

※ 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理しなければならないことを原則とする。自らが処理できず、かつ集積所に排出することが困難な量（概ね200kg/月以上）の事業系一般廃棄物を日常的（継続反復的）に排出する事業者は、市と特別収集契約を締結し、市（広域処理）施設で処理を行うことができる。ただし、家庭系廃棄物の収集及び運搬、処分に支障がない限りによるため、多量のごみを排出する事業所等においては必ずしも特別収集契約を行えるとは限らない。極少量の事業ごみであっても地区の集積所への排出は、地区の了承

がなければ排出を認められない。

特別収集契約を行わず、収集運搬を委託する場合は、市の許可を受けた業者が本処理計画により処理を行うものとする。収集方法と回数は、収集運搬許可業者と排出事業者との契約による。

直接処理場へ自己搬入を行うことも可能とする。ただし、産業廃棄物その他処理困難物については、搬入を認められない。

③収集運搬する廃棄物量の内訳

	分 別	家庭系ごみ	事業系ごみ
ごみ	可燃ごみ	9, 7 2 4 t	7 3 2 t
	不燃ごみ	4 9 8 t	1 t
	粗大ごみ	7 1 3 t	2 5 9 t
資源物	かん類	7 2 t	—
	びん類	2 5 8 t	—
	ペットボトル	1 2 8 t	—
	小型家電製品	0. 9 t	—
	古紙類	2 4 8 t	—
	古布類	1 6 t	—
有害ごみ	廃蛍光管	4 t	—
	使用済み乾電池	1 4 t	—

ウ 一般廃棄物処理業の新規許可について

市内における一般廃棄物の収集・運搬及び処分については、既存の許可業者の能力（業者数、許可車両の能力等）で十分対応できるものである。現状では、新規の許可を与えることは、業者間の更なる過当競争を招き、廃棄物の不適切な搬入（分別の不徹底等）を引き起こす等、本計画に定める処理に支障をきたす可能性が高い。よって、原則として新規の許可は認めない。

ただし、排出量の著しい変化により現在の処理体制の維持が困難となった場合や新規の許可を与えることにより、ごみの減量、資源化が促進されるなど市にとって有益と判断される場合など特殊な事情が認められる場合はこの限りではない。

【一般廃棄物収集運搬委託業者一覧】

	業者名	所在地	地域の限定	品目の限定
1	(有)武雄清掃	武雄町大字富岡 10062	武雄町、橘町、朝日町、 若木町、武内町、 東川登町、西川登町	なし
2	(有)山内清掃	山内町大字三間坂甲 14019-4	山内町	なし
3	(株)北方清掃社	北方町大字大崎 4087	北方町	なし

【一般廃棄物収集運搬許可業者一覧】

	業者名	所在地	地域の限定	品目の限定
1	(有)武雄清掃	武雄町大字富岡 10062	なし	なし
2	藤瀬商店	武雄町大字富岡 8477	なし	なし
3	(有)山内清掃	山内町大字三間坂甲 14019-4	なし	なし
4	(株)北方清掃社	北方町大字大崎 4087	なし	なし
5	(株)三協環境開発	北方町大字志久 815-1	なし	なし
6	(株)イワフチ	杵島郡江北町大字下小田 3305-1	なし	なし
7	(株)本山建設	朝日町大字中野 11403-3	なし	なし
8	(有)信成開発	武雄町大字武雄 3410	なし	なし
9	(株)昭栄	北方町大字大崎 4137	なし	なし
10	(株)環境資源開発	北方町大字志久 1246	なし	なし

【一般廃棄物処分許可業者一覧】

	業者名	所在地	地域の限定	品目の限定
1	(株)三協環境開発	北方町大字志久 815-1	なし	一般廃棄物のうち、紙くず、 繊維くず、金属くず、廃プラ スチック。
2	(株)イワフチ	杵島郡江北町大字下小田 3305-1	なし	一般廃棄物の紙くずで、シュ レッター処理が必要な機密文 書等。一般廃棄物の木くず等。

【一般廃棄物処分許可業者処理方法】

	業者	処理施設所在地	品目の限定	処理方法
1	(株)三協環境開発	北方町大字志久 1466-2、1469	一般廃棄物のち、紙くず、繊維くず、金属くず、廃プラスチック。	破碎（紙くず、廃プラスチック）圧縮（紙くず、繊維くず、廃プラスチック、金属くず）
2	(株)イワフチ	北方町大字大崎 5145	一般廃棄物の紙くずで、シュレッダー処理が必要な機密文書等。一般廃棄物の木くず等。	破碎

（３） 中間処理計画【処理施設の概要及び処理量】

○さが西部クリーンセンター

区分	処理量	所在地		伊万里市松浦町山形 5092 番地 4
可燃ごみ	10,459 t	エネルギー回収推進施設	処理能力	205 t／日（102.5t／日×2 炉）
			処理方式	ガス化熔融方式（シャフト炉式）
不燃ごみ	499 t	マテリアルリサイクル推進施設	処理能力	22 t／5 h
粗大ごみ	972 t		処理方式	破碎、選別

○武雄市リサイクルセンター

区分	処理量	所在地	武雄市山内町大字犬走 6319 番地
かん類、 びん類、 ペットボトル	458 t	選別、圧縮、梱包	2.9 t／日

（４） 最終処分計画【処理量及び施設概要】

残渣（埋立処分）

熔融残渣（飛灰）	381 t
----------	-------

中間処理により発生する飛灰は、有田町のクリーンパーク有田の最終処分場に埋め立てる。
マテリアルリサイクル推進施設からの破碎残渣のうち、鉄類は有価物として売り払い、その他の残渣はエネルギー回収推進施設で熔融処理を行う。

○クリーンパーク有田

所在地	有田町戸杓乙 3381 番地 1
埋立面積	6,000 m ²
全体容量	25,000 m ³
残余容量	7,841 m ³

【生活排水処理実施計画】

1. 基本事項

(1) 計画区域

武雄市全域を計画区域とする。

(2) 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間。

(3) 生活排水処理形態別推計人口

	令和7年度
1. 計画処理区域内人口	46,267
(1) 水洗化・生活雑排水処理人口	34,623
Ⅰ. 合併処理浄化槽	25,461
Ⅱ. 公共下水道	2,132
Ⅲ. 農業集落排水施設	7,030
(2) 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	2,032
(3) 非水洗化人口	9,612
2. 計画処理区域外人口	0

(4) し尿・浄化槽汚泥等の処理主体

種類	収集運搬	中間処理(処理主体)
し尿	許可業者	市(武雄市衛生処理センター)
浄化槽汚泥	許可業者	市(武雄市衛生処理センター)
農業集落排水汚泥	委託業者	市(武雄市衛生処理センター)

2. 生活排水処理計画

(単位:人)

処理の方法	処理区域	処理人口
合併浄化槽	市内全域	32,074
公共下水道	武雄町の一部	5,602
農業集落排水施設	山内町、若木町・西川登町・北方町の一部	8,591

3. し尿・汚泥の処理計画

(1) 収集運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

(k1/年)

し尿	浄化槽汚泥(農集汚泥を含む)	合計
20,812	26,530	47,342

イ 収集区域の範囲

し尿・浄化槽汚泥	市内全域
----------	------

ウ 収集回数及び収集方法

種類	収集回数	収集方法
し尿	概ね月1回	各戸収集(許可)
浄化槽汚泥	年1回以上	各戸収集(許可)

【収集運搬許可業者一覧】

	業者名	所在地	廃棄物の種類
1	有限会社 武雄衛生	武雄市武雄町大字永島 15664 番地	し尿・浄化槽汚泥
2	有限会社 武雄ひまわり環境	武雄市武雄町大字富岡 10372 番地 8	し尿・浄化槽汚泥
3	有限会社 山内環境整備	武雄市山内町大字大野 7706 番地 1	し尿・浄化槽汚泥
4	株式会社 三協環境開発	武雄市北方町大字志久 815 番地 1	し尿・浄化槽汚泥

◇一般廃棄物処理（収集及び運搬）の新規許可について

市内におけるし尿・浄化槽汚泥の収集及び運搬については、既存の許可業者の能力（業者数、許可車両の能力等）で十分対応できるものである。よって、し尿・浄化槽汚泥の排出量に著しい変化が無い限り新規の許可は認めない。

（２）中間処理

ア 処理施設の概要

収集区域	市内全域
施設名	武雄市衛生処理センター
所在地	武雄市武雄町大字富岡 12712 番地 1
処理能力	1 2 3 kl／日
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理

イ 搬入内訳

(k l／年)

施設名	武雄市衛生処理センター
し尿	2 0, 8 1 2
浄化汚泥（農集汚泥を含む）	2 6, 5 3 0

ウ 残渣の量及び処分方法

(t／年)

施設名	武雄市衛生処理センター
汚泥等	1, 5 5 0
処分の方法	焼却処分

武雄市衛生処理センターから発生する脱水汚泥及び、し渣及び処理施設の清掃に伴う残渣については、ハラサングョウ株式会社（長崎県東彼杵郡川棚町三越郷 51－2）で焼却処分される。

（３）その他

生活排水が河川に与える影響等、生活排水対策の重要性について、住民に周知を図るため、広報・啓発活動を実施する。